

平成28年1月26日判決言渡及び原本交付 裁判所書記官 相本勝史
平成27年(ハ)第53号不当利得返還請求事件

(平成28年1月12日口頭弁論終結)

判 決

山口県 [redacted]
原 告 [redacted]
同訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆
京都市 [redacted]
被 告 アイフル株式会社
同代表者代表取締役 [redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、1万4462円及び内1万0604円に対する平成27年8月4日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求 主文と同じ

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

本件は、原告が、被告及び貸金業法所定の貸金業者であった株式会社ライフ(以下「ライフ」という。)との間で、金銭の複数回の借入及び弁済という取引を継続した結果、これを制限利率によって充当計算すると、別紙計算書のとおり、過払金が生じているが、被告は、平成23年7月1日に、ライフを吸収合併したので、被告に対する過払金返還請求として過払金元金1万0604円、過払利息3858円及び過払金元金に対する平成27年8月4日から支払済みまで民法所定の年5パーセントの割合による利息の支払を求めている事案である。

2 当事者間に争いのない事実又は証拠により容易に認定できる事実

- (1) 被告は、貸金業法所定の貸金業者であり、ライフは、貸金業法所定の貸金業者であったものであり、被告は、平成23年7月1日に、ライフを吸収合併した。
- (2) 原告とライフとは、平成18年11月24日から平成20年4月25日まで金銭消費貸借取引を行った。

第3 当裁判所の判断

被告は、原告とライフとの取引について、その取引日、貸付額及び返済額の認否を明らかにしないが、証拠(甲1)によれば、原告主張の取引がなされた事実が認められ、当事者間の取引に制限利率を適用して計算すれば、原告に過払金が発生していることは認められる。

また、原告とライフとの取引について、悪意の受益者であることを否認ない

し争うが、何ら具体的な主張をなさないで、結局本件については、貸金業法のかつてのみなし弁済の要件を何ら主張立証していないことになり、制限利率を超えることを知りながら、それを超える利息による返済を受けていた悪意の受益者と言わざるを得ず、過払金に対する利息を負担すべきである。

なお、被告は、被告が悪意の受益者と認められた場合の利息の起算日を争い、受けた利益の確定の必要を理由に、その起算日を本件取引の訴状送達日の翌日とすべきであると主張するが、被告は全国に支店を有する貸金業者であり、貸金を業とするにあたって、強行法規である利息制限法の存在についての認識も、貸金業法の要件を充たさなければ、制限利率を超える利息の保有が認められないことの認識もないことはあり得ず、受けた利益の確定はなくとも、過払金発生時から利息を支払うべきである。よって、被告の主張に理由はない。

以上によれば、原告の請求は理由があるので、主文のとおり判決する。

なお、仮執行免脱宣言の申立て及び仮執行宣言の執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とする申立てについては、その必要がないものと認め、これを却下する。

柳井簡易裁判所

裁判官 谷 生 浩 章

これは正本である。

平成28年1月27日

柳井簡易裁判所

裁判所書記官 相 本 勝 史

